

平成25年7月16日

【事務局】 それでは会議を始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。よろしくお願いたします。座りまして進めさせていただきます。

本日はマスコミ等の取材希望がございますので、よろしくご了承いただきたいと思ます。

なお、部会の議事につきましては、分科会に準じて、プレスを除き一般には非公開になっております。また議事録は、委員のお名前を伏せた形で、後日国土交通省のホームページにおいて公開することといたしておりますので、ご了承いただきたいと思ます。

それでは、まずお手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第の次のページに配付資料の一覧があろうかと思ます。

資料1が委員名簿、資料2がヒアリングの進め方、資料3が今日のヒアリングの対象の方からご提出いただいた資料でございます。資料4が木造建築関連基準のあり方について。資料5が委員の先生方からのご意見でございます。資料6が今後のスケジュールでございます。欠落等ございましたら事務局までお申し出いただきたいと思ます。よろしいでしょうか。

それではまず定足数を確認させていただきます。本日は建築分科会委員、それから臨時委員、計14名のうち、3分の1以上の12名の方にご出席いただいております。社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお本日は〇〇委員、〇〇委員の2名の方がご欠席、それから〇〇委員は少しおくれて来られるというご連絡をいただいております。それでは以降の議事運営は部会長、よろしくお願いたします。

【部会長】 委員の皆様方には暑い中、今日はちょっと朝涼しかったんですけども、これから涼しいかどうか……。

それでは、ただいまから第7回の建築基準制度部会の議事に入らせていただきます。先ほど事務局からお話がありましたように、本日の議事は構造計算適合性判定機関等へのヒアリング、それから木造建築関連基準等のあり方の検討、これは途中経過、それから意見

交換ということで、非常に多くの方々からご意見を寄せられております。大変失礼でございますけれども、各委員に報告をお願いするわけですが、時間は限らせていただくことにさせていただきますと思います。

それでは、まず議事の、構造計算適合性判定機関等へのヒアリングの進め方について、私からご提案を申し上げたいと思います。

前回第6回の本部会におきまして、〇〇委員、〇〇委員より指定構造計算適合性判定機関や構造設計者、これはやっているほうでございますが、それに対してヒアリングを行うという提言をいただきまして、事務局と相談いたしまして、本日は資料2に記しましたように、指定構造計算適合性判定機関より2機関、構造設計者より1機関、特定行政庁より1団体の、計4社にヒアリングを行うことといたしました。このヒアリングをしていただく4機関の方々について、お忙しい中、資料等をご準備いただきまして、部会として私から御礼申し上げたいと思います。

ヒアリングの進め方については、資料2のとおり1機関ずつ順番に行うことにいたします。まずヒアリング対象者から、先ほど申しましたように大変申しわけないんですけども、冒頭5分間程度で説明をいただきまして、各委員より質疑を、これも5分間程度になります。そういう形で進めさせていただきます。

また一番最後の議題におきまして、委員の間での意見交換につきまして、本日4機関よりいただきます。ヒアリングの結果等を参考にして意見交換を進めていきたいと思っております。

ヒアリングをいただく方に、説明時間が大体5分たちましたら事務局から合図のベルを鳴らしていただくようにいたします。

ヒアリングの進め方については資料2のとおりでございます。まず指定構造計算適合性判定機関より民間機関としてのヒアリング機関①、公益的な機関としてのヒアリング機関②よりお話をいただきたいと思っております。

それではヒアリング機関①よりヒアリングを行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【ヒアリング機関①】 私、ヒアリング機関①の〇〇と申します。これは〇〇でございます。〇〇のほうからご説明させていただきます。

【ヒアリング機関①】 〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。それでは座って説明させていただきます。まず弊社の構造計算適合性判定業務について説明させていただきます。

資料3-1の1ページに判定業務概要について示しております。業務区域は1都12県で、具体的な地域は資料のとおりでございます。弊社では現在、本社、仙台支店、福岡支店に判定業務を行う執務室を設置しております。また判定部門と確認部門との業務体制を区分しております。

判定員の体制は、常勤判定員5名、その他社内判定員2名、非常勤（外部契約判定員）102名おりますが、非常勤判定員で実稼働されている方は4名となっております。

平成24年度の判定件数の実績は、弊社の事業年度となりますけれども397件となっております。平成24年度の平均的な判定日数は、延べ審査日数、判定受付から判定結果通知までは10.5日となっております。日数ごとの件数の分布を右のグラフにお示しております。

事前相談は随時対応しております。設計者の方から要望があり、かつ建築主事、確認機関の了解があれば、「事前（詳細）相談」と弊社では呼んでおりますが、図書の内容まで拝見する、いわゆる申請図書の下見を承っております。特に都市計画法に規制される開発行為の許可待ちにより、確認申請が受け付けできないもので、事前詳細相談を承る例が多くございます。

事前詳細相談の期間は相談受付から確認申請準備完了までおおむね2週間程度ですが、設計者の対応や設計スケジュールの容認度によりばらつきが多くなっております。事前相談の有効性を1ページ目の下4行に述べさせていただいております。

次のページでは、判定業務の進め方をフローで示させていただいております。事前詳細相談は設計者との直接のやりとりとなり、全判定受付案件の約80%となっております。適判側で事前詳細相談を承る場合は、確認審査側でも図書の下見が行われているようです。また事前相談は、社内、社外の判定員ともに担当いたしますが、設計者との対応は社内判定員が行います。

事前詳細相談は、相談を承ってから申請提出までの時間がどれだけあるかによりますが、おおむね申請までには質疑が残らない形となっております。ほとんどのケースでは、図書が整ってから確認申請提出となっております。左側の確認申請からは適判機関で一般的に行われているフローとなります。

弊社では、主に社内判定員で判定案件を処理しております。建物の高さが20メートルを超えるなど、2名の判定員で審査を行う必要のある案件は、社外の非常勤判定員に委嘱する場合もございます。この場合は、社内と社外の判定員とのペアとし、設計者の方の対

応をスムーズに行うこと、審査を一定のレベルに保持することに努めております。また事前詳細相談を受けた案件は、担当した判定員が引き続き担当いたします。設計者の方の対応は、これも社内判定員が行っております。審査で質疑・指摘がある場合には建築主事等に判定できない旨を通知、いわゆる質疑書を通知することになりますが、主事様の了解のもと、担当した判定員から設計者にメール等にて送付し、回答案についても直接やりとりさせていただいております。やりとりの方法は、設計者の希望により、面談・メール・電話等で対応させていただいております。回答案の内容が確認できた段階で、設計者から主事様に正式な補正・追加説明書として提出されます。主事様から弊社に補正・追加説明書として送付され、その内容を再確認し、確認終了後、主事様に判定結果通知書を交付いたします。その後、確認済証の手续となります。

次の3ページ、4ページ、5ページは実際の事例でございます。3ページ、4ページはモデル化が適正に行われていなかった例、5ページは断面の計算が適切に行われていなかった例でございます。

6ページのその他の現場からの意見として、1項目目は適判制度の有効性とさせていただきましたように、適判制度は構造安全性を確保する役割を果たしていると考えています。

課題として、建築主事等との連携、外部判定員による判定の留意点、判定員の高齢化を挙げさせていただきました。

弊社として意見を述べさせていただきたいことは、確認・適判を1つの機関で審査するワンストップ化についてでございます。現在は適判機関ごとに判定にかかる日数、審査レベルに差異が生じております。また複数の適判機関が指定されていても、規模制限等により実態上は1機関しか判定を依頼することができない地域がございます。実質的には複数の機関が指定されることや、ワンストップ化の実現により全国をカバーできる適判機関が参入することになれば、競争原理が働き、審査工程管理や審査全般にかかわる質の向上が期待できると考えられます。ワンストップ化により、確認・適判の指摘を統合して設計者に渡すことができるため、設計の手戻り、整合性審査の手戻りが軽減され、さらなる建築確認の円滑化を図ることが可能であると考えられます。また1つの会社で両者の審査を行うため、責任が明確となります。ワンストップ化では、透明性・公平性を確保することが重要な課題となります。対応の具体例として、業務執行・決済ラインを独立させ、それぞれに担当役員を配置し、ダブルチェック機能や第三者性を担保いたします。また内部監査・外部監視委員会でチェックを行い、指定権者等による立入検査により実際の運用を確認い

たきます。ワンストップ化が実現できれば、弊社の判定部門の拠点、現在は3拠点ですが、他の主要都市に設置いたします。構造技術者を効果的に配置し、全国で統一性のある質の高い審査を行い、設計者へのきめ細かい対応を行うことを目指します。結果的に、より安全・安心な品質の高い建物を社会に提供していくことが実現できると考えております。ご説明は以上でございます。ありがとうございました。

【部会長】 ヒアリング機関①の〇〇さんから説明をいただきました。どうもありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問等がございましたら委員からお願いしたいと思います。お名前を最初に言っていただければと思います。ご質問のある方。

【委員】 すみません、〇〇です。今のご説明とは直接関係ないかもしれませんが、適判制度導入のきっかけになった構造計算偽装事件の関係で言いますと、ヒアリング機関①も姉齒物件について一部見過ごしがあり、3カ月の一部業務停止も受けておられるという事実があるわけで、今そのことをとやかく言うことではないんですが、そういう問題が起きたことについて、どのように総括され、どのようにその後の再発防止等に具体的に取り組んでおられるのか、質問したいと思います。

【部会長】 今の〇〇委員からの質問は本ヒアリングの趣旨とは若干ずれていますので、その後の取り組みだけについてお答えいただければ結構です。

【ヒアリング機関①】 ご指摘のとおりのことがあったわけで、それを今後なくすべく、それなりの社員の配置、取締役の適正な配置というか、業務分担をしております、責任を明確化して、個々には、細かいところではダブルチェックができるような体制で審査しております。

【委員】 ちょっといいですか。

【部会長】 ほかの委員の方のご意見を最初に伺います。よろしいですか。じゃあ〇〇委員。

【委員】 すみません、最初の質問の仕方が悪かったんですけども、結局ワンストップ化を提言しておられるんですが、国会の審議等においても、審査機関の審査のほかに独立した第三者適判機関によってチェックを加えることによってより安全性を高めるという議論が行われ、そういう価値判断をして、ワンストップ化をしない、別でやるとなったわけですけども、そのことについてどうお考えになった上で現時点でワンストップ化を提言されているのかをお聞きしたいと思います。

【部会長】 じゃあ、あまりご意見を伺うべき内容ではないんですけども、今〇〇委員からの特なる質問ということでお答えいただきたいと思います。

【ヒアリング機関①】 まず技術者につきましては、かなりの人員を配しておりまして、これらの人間を有効に使って、建物の安心・安全の審査に貢献したいと考えているわけですが、確認と適合性判定は全く別のラインに分けておりまして、その決裁権限も別ですし、それぞれに取締役を設けているということで、それが確実に実行されているかは内部監査や監視委員会で審査しておりますし、最終的には国交省さん、都道府県知事さんの立入検査で確認していただいていると思っております。

【部会長】 ありがとうございます。ほかに、私から技術内容で確認したいんですけども、2ページのフローの中で、指定確認機関と設計者とのやりとりなんですけれども、平均的に見ると何回ぐらいやっているんですか。メールなり、電話なりというところですね。

【ヒアリング機関①】 指定確認機関としてでしょうか。

【部会長】 適合性判定機関と設計者との間の設計行為に対するやりとりですね。平均的に何件ぐらいやられているのか。

【ヒアリング機関①】 大体3回ぐらいやりとりさせていただいております。

【部会長】 あと、私もあることでは若干内容は知っているつもりなんですけれども、人の設計行為を見るというのは結構大変な行為だと思うんですね。それで今、時間的な制約というものが結構皆さん、設計者からの要望としてあるんですけども、そこに対して何か適判側としてご意見がございませうか。

【ヒアリング機関①】 適判側としては、やはりスケジュールを守るということで判定を進めるわけでございますけれども、不備な図書を世の中に出すことは絶対にあってはならないので、それだけは避けるようにといたしますか、阻止するようにしております。設計者の方には、どうしてもという方はいらっしゃいますけれども、それは社会的責任として、設計者も機関としてもやっちはいけないことだと認識しておりますので、そういう場合は固辞しております。

【部会長】 ほかに何かお聞きしておきたいことはございませうか。よろしゅうございませうでしょうか。それでは、ヒアリング機関①からお2人いただきました。ありがとうございます。

続きましてもう1件、指定構造計算適合性判定機関であるヒアリング機関②からご紹介

お願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【ヒアリング機関②】 ヒアリング機関②の〇〇と申します。また、同席している者は〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。説明は〇〇から行いますのでよろしくお願ひいたします。

【ヒアリング機関②】 〇〇です。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

資料3-2になります。まず当センターは確認業務を兼務しておりません。業務区域は〇〇県全域です。しかし、〇〇県又は県内の市町村が建築主である場合は除きます。

判定員ですが、全て非常勤で対応します。非常勤の実働数は37名、登録は70名です。週1回以上判定する方は15人程度います。補助員は7人です。

平均的な判定日数ですが、平成24年度で619件に対し、受付から判定終了まで22日となっています。下の図表で、判定の半数以上は20日以内で終了しているのがわかります。

次のページをお願いします。判定の流れを説明します。左上の事前質疑は後ほど説明します。

まず黄色の部分の設計者は、確認機関に①の事前審査または①の確認申請を出します。確認機関はセンターに②の事前通知を、設計資料を送付する7日前に通知します。センターでは事前通知をもとに判定員のスケジュール管理を行います。非常勤なので、多くの物件が申請されても対応が可能です。

スケジュールは受付後2日以内に判定されるように組み、判定員の得意な一貫計算プログラムが担当になるようにします。一方、確認機関は③の審査1が終わった資料をセンターに送ります。④の本受付をし、⑤で補助員が一貫計算プログラムの再計算などを行います。基本的に、受付後2日以内に判定員2名で⑥の判定を行います。判定時間は1物件通常6時間程度です。大型物件、免震、急ぎの物件などは判定日の当日にヒアリングをし、質疑応答を行います。判定は直列・並列の区別はしていません。⑧の指摘事項をメールやファックスで確認機関と構造設計者に同時に連絡します。基本は、受付後3日以内に送ります。

設計者は破線のように⑩の追加説明書を作成するため、補助員を介してメールで判定員と事前調整を行います。並行審査の場合は確認機関の質疑応答もメールで判定員が確認します。最終追加説明書は確認機関を通してセンターに送られます。その後はセンターで⑬

の判定書の作成をし、判定終了となります。

左上の事前質疑の説明をします。事前質疑はモデル化など、工学的判断について相談を受ける制度で、計算書一式を見る事前審査とは異なります。平成24年度は17件、平成23年度は25件ありました。

3ページの判定での指摘内容ですが、最近あった大きなものは、RCルート3の物件ですが、「層間変形角200分の1の耐力で保有水平耐力を計算しているが、柱、はり、耐震壁がせん断破壊しています、設計者の考えを教えてください」というものがありました。本来はせん断破壊を回避して設計するべきであり、または詳細な検討が必要です。その物件はしていませんでしたので、設計のやり直しという結果になりました。その他の指摘事項は割愛させていただきます。

5ページに移ってください。こちらは現場からの意見ですが、制度に対する要望としまして、判定員のレベルを維持するため、判断を合わせるため講習会を国として開催してほしい。国交省で判定事例による質疑回答をまとめ、Q&Aの作成を行って判断の基準を示していただきたいなどがあります。

次に6ページ、非常勤の判定の件につきましては割愛します。

最後に設計図書の実情としまして、第三者がすぐ理解できるように気を使っている設計図書と、自分がわかれば他人もわかると思って設計している設計図書の両極端になっています。適合性判定に対する慣れと、幾らでも訂正できるという意識の問題のように思われます。また設計の変更を申請中にしてくることもあります。

次に、設計者は社内で図書間の整合性の確認、設計方針などの記述の見直しを確認申請前に行ってほしい。現状の設計図書のレベルで並行審査・事前審査をすることは不備な設計図書の状態で判定することになり、設計のミスを見過ごす可能性が高いと思います。以上です。

【部会長】 どうもありがとうございました。それでは、今のヒアリング機関②について委員の方々からご質問等ございますでしょうか。

【委員】 1ページで、受付から判定終了までの日数が、平均で約22日ということかと思うんですが、先ほどのヒアリング機関①のほうですと、延べ審査日数が10.5と、これは同じ期間での比較なのかちょっとわかりませんが、そうだとすると倍になっているんですが、いろいろ事情があると思うんですが、この辺について何かコメントがあればお教えてください。

【ヒアリング機関②】　　うちは事前審査をしていません。先ほどのヒアリング機関①は、説明書の中で事前審査で約2週間と書いてありますが、それがプラスされれば14日足す10.5日で大体同じぐらいの日数になるのかなと思います。設計者からしてみれば、事前審査をしていないので、その分うちのほうが長いという意見にはなると思います。

【委員】　　その事前審査をされない理由は何かあるんでしょうか。

【ヒアリング機関②】　　まず事前審査をしていない理由なんですけれども、うちは非常勤という形もありまして、最後のほうにも説明させてもらったんですが、設計図書の整合性ができていない物件がまだまだ多いのと、やっている設計に対する説明がきちんとされていない物件がまだまだ多い関係もありまして、先に事前審査をしてしまいますと中途半端の状態である可能性が現状ではちょっと高いのかなというのがあります。実際、人件費の話もありまして、最初に事前審査をやって、その時点で8割以上できている設計図書であれば、そのまま次の事前審査が終わった段階で来たものをチェックするのはそんなに時間がかからないと思うんですけれども、現状きちんとできていない物件が多いもので、もう一度見ないといけないとなると2倍の人件費がかかるので、そこで人件費をかけないでする形をとってしまうのもよろしくないと思っていますので、そこら辺で現状はしていないです。しると言われればどうにかやれないこともないかなと思います。

【部会長】　　ありがとうございました。ほかに。じゃあ〇〇委員。

【委員】　　〇〇です。6ページを拝見しますと、非常勤判定員に関する意見が5項目ほどありますが、全てポジティブなことが書いてあります。一方で常勤がいたほうが良いという意見も聞かないわけでもないのですが、差し支えない範囲で結構ですが、常勤が不在であることによってお困りになったことはほぼないと考えてよいかをお尋ねします。

【ヒアリング機関②】　　困らないといたらうそになりまして、非常勤だけなので、最初のほうに書きましたように、今実際に手伝ってもらっている方が37名います。設計者からすると、この前これが質疑されなかったのに今回質疑されているとか、そういう部分の統一化が37名全部できているかというところと、できていないところがありますので、そこら辺は非常勤で少数でやっているところは指摘のほうが多分大分固まってきているんでしょうけれども、人数が多い分、そこら辺のでこぼこはまだあると思います。

【委員】　　ありがとうございます。

【部会長】　　じゃあ〇〇委員。

【委員】　　関連の質問ですけれども、このヒアリング機関②では、常勤の中で適判の審

査をされる方はいらっしゃるんですか。

【ヒアリング機関②】 常勤はいないです。

【委員】 では、非常勤の方を指導するとかいう立場にいらっしゃる方はいますか。

【ヒアリング機関②】 そうですね、それは判定補助員の中に何人かいるような形で、あとは非常勤の数名、よく来てくれる方と話し合っただけでこれはこうしようというのは、みんな話して情報はなるべく回すようにはしております。

【委員】 非常勤の方に関して国への要望として出されている内容、つまり、レベルを上げるためとかレベルをそろえるために何かからの対応をしてほしいということですが、一方で現状ではセンターで非常勤の方だけでやられているわけですが、そのレベル調整とか、レベルアップにはどういう工夫があるんですか。

【ヒアリング機関②】 うちの判定補助員で、こういう物件にこういう質問が来ていて、ちょっとばらばらになっているところがあった場合に、各判定員にメールでこういう物件の場合どうしますかという話をしまして、それぞれの考えを皆様に見てもらおうという形をとっています。絶対こうしなさいというのはなかなかできないものが、グレーゾーンがありますので、そこら辺は絶対とは言っていない状態であります。

【委員】 どうもありがとうございました。

【部会長】 ほかに。どうぞ。

【委員】 2ページのフローの中で、追加説明が必要というものは何%ぐらいありますか。何も問題なくてストレートに行くのは何%ぐらいありますか。

【ヒアリング機関②】 すみません、ほぼ100%です。

【委員】 100%追加資料を要求している。

【ヒアリング機関②】 そうですね。

【委員】 うまくいくのは。

【ヒアリング機関②】 計画変更とかそういう微々たるものの場合はないですけども、新規で来たものは今のところはまだ何かしらあります。

【委員】 何かしら、100%戻る。

【ヒアリング機関②】 はい。

【委員】 わかりました。

【部会長】 ちょっと私から、最後の6ページ、7ページ、特に7ページは現場からの意見ということで、実態としてよくわかる点があるんですけども、適合性判定機関と確

認機関が何を見るかというところでの分離と重なりがあって、多分設計図書の不整合というのは、極めて初期の段階で皆さんが見ざるを得ないと私は見ているんですけども、実際おやりになっているところで、設計図書の確認はやはり適合性判定機関と指定確認機関が今ダブルでやっていることになっているんですけども、それは必要か不要かというご意見をいただきたいと思います。

【ヒアリング機関②】　うちのほうは、実際、割り切っている考えもありまして、そこから辺の整合性は、見つければ指摘しますけれども100%うちではチェックしていません。基本的には、そこは確認検査機関で整合性をとるというスタンスはきちんと守ってもらうという形でやっております。

【部会長】　ありがとうございました。ほかに何か、よろしゅうございますか。それではヒアリング機関②の〇〇さん、どうもありがとうございました。

続きまして、ちょっと立場が変わります。今度は構造設計者側でございます。ヒアリング設計者の〇〇さんから実態をご紹介いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【ヒアリング設計者】　ヒアリング設計者の〇〇と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

弊社は都内にあるいわゆるアトリエの構造設計事務所であり、これまで八十件弱の適合性判定の実績がございます。本日は、弊社で通常行ってきた適合性判定業務をもとにご説明させていただきたいと思います。

まず資料1.1に示す申請業務における設計者の対応について説明いたします。

弊社では県外の建築物や官公庁発注の物件の設計も行っておりますが、ここで記載している内容は主に民間発注の都内物件の事例とお考えいただければよろしいかと思います。審査は基本的に事前相談、事前審査、本審査の流れで行っております。事前相談、事前審査は法令上では位置づけられていませんが、一部の確認検査機関ないしは適合性判定機関が運用のために実施しているものであります。

事前相談は事前申請までの間に必要に応じて行っております。特殊案件であり、具体的な質問内容がある場合はその内容に関して相談させていただきますが、そうでない場合にも、建物概要や設計方針等を説明させていただいております。その際判定員の方から設計上の注意点などがあればお話しいただける場合もございます。

事前申請は本申請予定日のおおむね1カ月程度以前には行うことが多いですが、工事費

の見積もり状況によっても異なってまいります。構造の見積もり図は基本的に申請図とほぼ同じ内容となりますので、工事費の概算見積もり開始日と事前審査の申請日は近くなることが多いです。本申請後の設計変更は行うことができませんので、事前審査により法令上の問題点を解決し、工事費が予算内におさまる見込みが立った時点で本申請を行うのが一般的になっております。

本申請の申請上のタイミングも幾つか考えられますが、事前審査の指摘内容に対する補正を適合性判定員に確認してもらってから本申請を出すケースが最も一般的だと思われます。その際、確認検査機関等の事前審査の補正も完了している場合は本審査での審査内容を簡略化でき、本申請から2週間程度で確認済証を受け取れる場合もございます。

続いて1.2に示す確認検査機関と適合性判定機関の審査順序に関してです。事前審査を行う場合、通常並行審査の場合が多いです。それぞれの指摘事項及びそれに対する回答については、設計者がもう一方の機関に説明を行うようにして情報を共有するようにしています。

並行審査であるため、確認検査機関と適合性判定機関から同じ項目に対して指摘があり、それぞれ見解に相違がある場合もございますが、そのような場合、近年では適合性判定機関の判断が優先されることが多くなっているように思います。

続いて1.3に示す適合性判定機関の選定方法です。選択できない地域も多々ありますが、選択可能である場合には構造設計者が選択する場合があります。ただし、発注者や意匠事務所の要望がある場合にはその要望を優先する場合もございます。

選定理由としては、対面による事前相談ないしは事前審査が可能か否か、もしくは適合性判定機関の業務の混雑状況などが挙げられます。

1.4に示す常勤と非常勤の割合に対しては、特定の都道府県のみで指定されている適合性判定機関の場合は非常勤の適合性判定員の割合が多いと感じます。

続いて実務上の問題点についてご説明いたします。工学的判断という特性上、判定員ごとに判定基準や審査の着目点が異なり、同じ適合性判定機関内でもその指摘の内容に整合がとられていない場合がございます。これらは事前相談・事前審査が適切に行われている場合には特には問題にはなりません、そうでない場合には本審査時点で影響の大きな指摘を受ける可能性があり、発注者や設計者は工事費の増額や全体スケジュールの変更などのリスクを負っています。また重大な指摘があった際、指摘に対して設計者が異議申し立てを行うプロセスがありますが、そのプロセスは相当な日数を要するため、実際のプロジ

エクトで行うのは現実的ではありません。こういった事実もございますので、本審査前に設計方針について調整をしておく必要があると考えております。

事前相談・事前審査が十分に行われていない理由としては幾つかございます。書面による事前相談の問題点としては、その手続に時間がかかるため容易に行えないこと、相談内容を書面に記載することが難しい場合があること、適合性判定員側の考えを直接聞くことができないなどが挙げられます。

また、事前相談の段階では判定員が内容を全て把握する時間がないこと、資料が十分でないこと、担当となる適合性判定について判定員が決まっていないこともあり、事前相談だけで重大な指摘をなくすことはできません。

事前相談・事前審査の必要性に関しては、ほぼ内容が重複することになりますので省略させていただきます。以上です。

【部会長】 どうも、〇〇さん、ありがとうございました。それではただいまの説明について何かご質問等ございますでしょうか。

私から、構造設計をやっている設計者側の立場としてお伺いしたいんですけども、確認とか適合性判定に時間がかかるということがよく言われていて、その短縮を皆さん方が要望されているんですけども、全体の設計行為の中でどのぐらいを占めているんですかと伺いたいことがあるんですね。例えば2年、3年かかって設計するようなことについて、最後の適判だけ1週間でやれという事態はないんでしょうか。設計の、いわゆるプロセス全体として今言われている確認だとか適合性判定が、皆さん方に時間的な負荷をかけているのはどの程度という理解なのか。

【ヒアリング設計者】 私どもは戸建て住宅からある程度大きな規模、数万平米の物件まで扱っているんですけども、特に役所発注の物件などですと、1年ぐらい設計期間をかけてきて、審査期間は3カ月程度確保しておくのが通常だと思います。小さい物件になってきますと、実施設計期間が2カ月から3カ月ぐらいで、その場合でも、私どもは審査期間を2カ月程度は見込んでスケジュールを組むようにしております。

【部会長】 ありがとうございます。ほかに。失礼な言い方ですが、設計者の方々から問題点提起というのは非常に興味深いんですけども、よくここで書かれている事前相談が有効か有効じゃないかということに関しては、設計者の立場としてはいかがでしょうか。これは別に法令化する必要はなくて、任意制度でいいと思うんですけども。

【ヒアリング設計者】 特に官公庁発注の物件になりますと、現状では完全に設計が

完了し、業務が終了してから確認申請を出すことになっております。その場合には、予算が確定した後に審査を受けることになってしまいます。事前審査が可能であれば、業務終了前に法的な問題を解決しておいて、その後本申請に出すということができ、予算の変更等も生じないのですが、実際には完全に納品した後に確認申請を行うことになっているので、その指摘によって、例えば部材が追加になるとか、断面の変更が必要になるとかということになった場合、その予算をどのように確保していくかに関して、私どもはものすごいリスクを抱えているわけです。そういった意味で、事前審査が行われているというのは発注者にとっても、私どもにとってもかなりメリットがあることではないかと考えております。

【部会長】 ありがとうございます。リスク回避が可能な過程になり得るということで、理解してよろしゅうございますか。

【ヒアリング設計者】 はい。

【委員】 ちょっと。

【部会長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 すみません、部会長の1つ前の質問に対するご回答が、私は建築の素人なのでよくわからなかったんですけれども、小さい建物の場合、例えば住宅かと思えますけれども、実施設計に二、三カ月程度かけて、そしてさらに適判とか確認審査を二、三カ月見ていると。

【ヒアリング設計者】 それは物件によってもいろいろなんですけれども、仮に適合性判定物件で事前審査をやるような場合は、事前審査の期間は通常1カ月を見て申請スケジュールを立てております。それより早く終わるものはかなりたくさんあるんですけれども、何が起こるかわからないものですから、発注者に対しては1カ月かかりますと伝えております。事前審査で問題を解決しておいて、本申請に出すと2週間ぐらいでおりますので、実質的には1.5カ月以内におさまってしまうんですが、発注者側には2カ月とお伝えすることが多いです。

【委員】 はい。

【部会長】 ありがとうございます。ほかによろしゅうございますか。私ばかりお聞きして申しわけないんですけれども。○○委員、どうぞ。

【委員】 ○○ですけれども、資料3-3の1.4で、いろんなところでお仕事されているので、都道府県のみで指定されている適合性判定機関の場合は非常勤の方が多いという

ご指摘もあるのですけれども、非常勤の方とやられた場合と常勤の方とやられた場合の、やりとりでの感想があればお聞かせ願いたいんですが。

【ヒアリング設計者】 基本的には前もって相談ができるかというところが一番大きいんですけれども、非常勤の方の場合は、審査を出してみないとどういう指摘が来るかわからないというリスクというか、怖さを多少抱えております。ただ実際、それで問題になった事例はそこまで多くはないです。今まであった事例で言いますと、例えば同じ物件の中で棟が幾つも分かれている場合に、非常勤の方の場合だけなのかはわかりませんが、棟ごとに判定員がつくんですね。それぞれ皆さん別々に見られて、別々の指摘を出してくるんですけれども、建物が全く同じでも指摘内容は一緒ではないんですね。私の勝手な印象ですけれども、非常勤の割合が多い場合は、非常勤の方に均等に仕事を割り振っていかないといけないということが多分あるんじゃないかと思います。基本的には同じ物件であれば同じ人が見ればいいんじゃないかと思うところが、複数の方が見るという状況があって、その指摘が異なるということはありません。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 もう一つ質問を、おそらく判定機関と設計者側の立場の大きな違いは、考え方の微妙な違いがコストに全部かかってくるので、その辺が大きいものと億単位になってきたり、何千万と動きますよね。そのあたりで設計者側としてはこうしてほしいとか、どうでしょうか、判定者側との意志疎通をもっと早くやらないとコスト管理上の責任が厳しいという理解でよろしいですか。

【ヒアリング設計者】 そうですね。ただ基本的には、現状の事前審査と事前相談が行われている場合にはさほど問題を感じておりません。設計の初期の段階では大まかなところの相談をして、本提出前にもう一度確認してもらうことができればそこまでのリスクはないものと考えています。

【部会長】 ほかに何かよろしゅうございますか。それでは〇〇さん、お忙しい中どうもありがとうございました。

続きまして第3番目の立場から、実情のご紹介をいただきたいと思います。特定行政庁へのヒアリングとして現状のご紹介をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【ヒアリング特定行政庁】 特定行政庁である〇〇と〇〇です。よろしくお願いたします。

資料3-4になります。説明の内容ですが、私からは耐震偽装問題以降、審査上工夫し

ている取り組みと、その効果及びその他現場から見た意見についてご説明いたします。

資料3-4の下のほうに、現状〇〇市の確認の状況が書かれていまして、審査担当者数が11名、構造担当が3名です。平成24年度の確認件数が186件、参考ですけれども指定機関の件数が3,750件、③の市で扱った確認件数のうち構造計算適合性判定対象物件が14件になっています。

それでは説明の1番目の、耐震偽装問題以降審査上工夫している取り組みとその効果についてですが、平成19年から構造計算適合性判定制度が始まりましたが、本市では当初より構造担当の審査能力向上を図るため、指定構造計算適合性判定機関であるヒアリング機関②に構造計算適合性判定の補助員として職員を派遣しており、構造計算適合性判定の実務を経験することによって審査能力の向上を図っております。

また耐震偽装問題以降、構造に関する講習会や研修会等に職員を積極的に参加させ、専門知識の習得に努めており、建築審査課内においても勉強会を月1回程度開催し、職員のスキルアップを図っております。

設計者や指定機関から多くの事前相談を受けていますが、難しい問題については建築審査課内の係長以上を集めて会議を開催し、相談内容を検討して、設計者に回答するとともに、審査事例としてまとめています。

このような取り組みの効果ですが、構造計算適合性判定機関へ職員を派遣しておりますが、職員の帰任後も引き続き構造計算審査業務を担当し、派遣により習得した知識を生かし、これまで以上に適確な審査を行えるようになりました。なお、派遣した職員2名が構造設計1級建築士の資格を取得しており、審査能力の向上が図られたものと考えております。

また、課内の勉強会による審査方法のノウハウを若年担当に伝達することや、審査事例等の情報を共有することは、建築確認申請の審査を行う上で重要であり、大規模な建築の審査経験の少なくなっている職員の審査能力向上に役立っています。

今般、確認申請は民間の指定確認検査機関への申請が多数を占めるようになり、建築主事の申請件数が減少していることから、審査担当者の総数は減少傾向にあります。耐震偽装問題や東日本大震災があったことから、構造審査に重点を置き、構造担当者については従来からの人数を継続して確保しております。

並行審査による審査日数の短縮については、本市では平成23年に策定した建築行政マネジメント計画において迅速かつ適確な建築確認の徹底を目標に掲げており、建築確認申

請の審査日数の短縮のため、構造計算適合性判定及び消防同意手続を、確認審査との並行審査を行い、処理期間の短縮を図っております。

並行審査の実際の効果といたしましては、構造計算適合性判定が必要な物件の審査日数につきましては、構造計算適合性判定が始まった当初より現在約50日程度の短縮となっております。また並行審査を行うことにより、建築主事と構造計算適合性判定機関での指摘内容に対する回答の調整を行うことができ、補正が必要な場合でも1度の補正で済むようにするなど、設計者の負担軽減にもつながっております。

2番目として、その他現場の意見といたしまして、構造計算適合性判定の申請時期についてご説明させていただきます。現在、構造計算適合性判定は建築確認申請を受け付けた後に判定を依頼することになっております。しかし複雑でモデル化が難しい建築物や、工学的な判断を要する建築物については、設計の途中の段階でピアチェックを行うことが有効であり、結果的に審査時間の短縮につながることから、建築確認申請の前に構造計算適合性判定の申し込みを可能とすることも有効なことではないかと考えております。以上での説明を終わります。

【部会長】 ○○さんからご説明いただきました。どうもありがとうございました。ただいまのご説明について何かご質問等ございますか。

【委員】 細かいことの確認ですが、2ページに示されている効果の3つ目のダイヤモンドのところの最終行に、大規模な建築物の審査経験が少なくなっている職員の審査能力向上とあります。これは、最近審査経験が少なくなっていることが背景にあると考えてよろしいですか。

【ヒアリング特定行政庁】 民間指定機関を平成11年に立ち上げて、徐々にそちらに大きな物件が流れていまして、行政に大きな物件が来るものが少なくなってきたのが現状です。

【委員】 つまり経験がだんだんなくなっていると。

【ヒアリング特定行政庁】 そうですね。

【委員】 わかりました。

【部会長】 ほかに何か。○○委員。

【委員】 3ページの現場からのご意見ということで、すごく私は聞きたいところなんです。並行審査もそうなんです、難しいものでも確認申請機関がすべて見るのか、構造計算適合性判定機関が精査されたコメントを判断に入れながらやりたいのか、ここでは

先に適合性判定機関への申し込みを可能にしてはどうかという意見だと思うんですが、現場として見られていて、どのように感じられているのかお伺いしたいんです。

【ヒアリング特定行政庁】 一番、行政側では審査日数の短縮ということでやっていますので、それなりに、並行審査をやっていますけれども、事前に適合性判定の関係の手続を行っていただければ、審査日数は建築基準法の中で定められていますので、その短縮につながるということで、事前にとという意味合いです。

【委員】 事前というのは、適合性判定の事前相談という意味ではないのですか。

【ヒアリング特定行政庁】 そうではないです。違います。

【委員】 申請という意味ですか。

【ヒアリング特定行政庁】 申請ですね。

【部会長】 私から、やはり3ページ一番後ろなんですけれども、2つの機関の行為に、分離みたいな、作業分担みたいな点からお聞きすると、今、作業分担は割と法的にはルール化されているんですけれども、そこに皆さん方が何か不備があるという感想をお持ちでしょうか。今のままの分担でいいでしょうか。適判と確認機関がやるべき。

【ヒアリング特定行政庁】 行政のほうでは構造計算をしょっちゅうやっているわけではないので、具体的なモデル化とか工学的な判断は、いい、悪いはなかなか判断できないので、構造計算の専門家の適合性判定機関で、専門家のご意見をいただくのが重要だと思います。図面の照合とか計算書との不整合があるかないかは、誰でもというか、建築がわかる者でしたらできるものだと思いますので、それはそれで必要なことだと思います。

【部会長】 今の点から申し上げますと、設計図書を照合すると、かなりの場合設計図書の不整合が見つかったときに、適合性判定だけを先行させるのと、図書の整合性ということで、前後の問題が、どちらが先かというのは難しいというか、困難なところがあると思うんですけれども、それでもやはり、任意の制度として残すにしろ事前相談はあってしかるべき過程だとお考えでしょうか。一番最後のほうで。

【ヒアリング特定行政庁】 構造計画、基本的な部分で適合性判定機関と見解が相違してしまうと、後で時間がかかって訂正とかになってしまいますので、基本的なところはちゃんと最初に、問題ないことを確認した上で、計算は後で、いろいろ何回も回すうちにきちんと図面と計算書が整合されてくるように、最終的にきちんとしたものが確保できて、安全な建物にできればよろしいのではないかと考えております。

【部会長】 どうもありがとうございました。ほかに何か伺っておくべきことはござい

ませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。それではどうも〇〇さん、〇〇さん、ありがとうございました。

時間も限られておりまして、4機関の方々には大変失礼なことを申しましたけれども、時間内で1つ目の議題を終わりということにさせていただきたいと思います。ヒアリングにご協力いただきました方々にはここでご退席をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは次の議題、今のヒアリングの結果についての意見交換はナンバー3の議事として次に回すということで、しばらく中間報告がなかった2番の木造建築関連基準等のあり方の検討ということで、資料4、事務局からご紹介いただきます。よろしく願いいたします。

【事務局】 では資料4に基づきまして、木造建築関連基準等のあり方につきまして、3階建て学校の実大火災実験の本実験に関しましてご説明さしあげたいと思います。

ページをめくっていただきまして2ページをお願いいたします。木造建築関連基準等のあり方の検討につきましては、これは今まで説明をさせていただきました中身でございますが、平成23年度に予備実験をしまして、この際は内装は全面木質仕上げ、バルコニー・ひさし等ない状態で実験いたしまして、火災実験の早期に外部開口を通じた上階延焼の記録が確認されてございます。平成24年11月に実験を行った際にはひさしをつけまして、そのひさしが非常に効果的であることが確認されました。

これに続きまして、3ページをお願いいたします。バルコニー・ひさしとは別に、延焼防止対策で在館者の避難安全が確保できる対策がないかということで、建築研究所の実験施設において、実大ではございませんが、教室規模だけではございますが、実験をして検証を行ってきております。右の絵にありますように、教室と2階の状況がわかるような、少しだけ外側に開口をつくったようなものでございます。

これにつきまして、左側の写真にございますように天井が不燃材料、壁は木、ひさしはなしという形で実験を行ってございます。火源は、一番危険があると考えられます教室の隅に置いてございます。

その結果でございますが、4ページでございます。着火後3分の状態で天井まで火が届く、十分に覚知され、通報等も行われるだろうというレベルまで火が大きくなってございます。その後、天井が不燃ということがございまして、火が大きくなり切りませんで、一旦小さくなります。その後しばらくは下のほうで火が少しずつ大きくなっていきまして、

最後に覚知から4分30秒でフラッシュオーバーが起きてございます。その後、下の絵が2階のほうになります。2階のほうはだんだん下からの火が迫ってきまして、5分30秒の段階で開口上部に着火、要するに2階に火が延焼したという状況がございまして。

この結果、天井部分がきちんと不燃が確保されていれば、壁が木であったとしても十分に覚知して通報できるレベルから5分近く2階への延焼を防止できるという状況が確認されてございます。

5ページをお願いいたします。この状況を踏まえまして、今回の実験ですが、まず左側の仕様例でございまして、前回の実験で、天井や壁は不燃にして、ひさしがありという状況で十分に延焼防止が確保できることがわかりました。このため、今後天井及び壁を木とした場合のひさしの効果につきまして、先ほどのような教室規模の実験で確認を行っていきたくて考えてございます。

仕様2でございまして、今度ひさしがないパターンでどこまで頑張れるかということで、先ほど天井不燃化の効果がわかりましたので、これについて、同様の仕様によって実大規模の実験で教室規模の実験が、実大の状況でも確認できるかどうかについて検証していきたくて考えてございます。この2つのパターンが、延焼性能を抑える一定の効果のある仕様ではないかということで、現在検証を行っているところでございます。

6ページでございまして木造3階建て学校の実大火災実験、とりあえずまだ仮置きでございまして、10月20日日曜日を想定してございます。先ほど申しました天井は準不燃、床及び壁が木質、ひさしはなしという形のもので実験を行いたく考えてございます。

最後に7ページでございまして。現在まで延焼の拡大性状ですとか、防耐火性能に関するデータとか知見は大分たまってきているところでございます。現行の基準法は性能規定化が一部の規定にとどまっています、基準法の目的に鑑みて最低基準として要求される本来的な性能が法令上明記されていないので、新たな技術の導入ですとか設計の自由度に対して制約があるのが現状でございまして。今後これらの技術的な総括をいたしまして、新たな技術の導入や設計の自由度を踏まえながら建築物に要求される性能を検討しまして、この性能を満足するものにつきましては建築が可能となるように必要な見直しを検討してございます。具体的性能等につきましては、これらの技術的な総括をいたしまして次回ご議論をお願いしたいと考えてございます。以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの資料4、木造3階建て学校校舎の実大耐火火災実験等ということについて、何かご質問等ございますでし

ようか。じゃあ〇〇委員。

【委員】 実験結果、天井不燃というのが有効だという話がありますが、床はオール木造の例ですよ。例えばいろんな観点から、学校の場合、音の問題もあって、床をRCでつくるケースが多々あります。その場合は、実験はこうだとしても、いきなり天井不燃とされると、RCが床にあるものとの区別はどう考えているんですか。1階が全部RCで、2階、3階が木造というケースは現実的には多くなるんじゃないかと私は思っているのですけれども。

【事務局】 まだ技術的な整理がそこまで出ていませんで、基本的に今、1、2、3階が木造ということで考えているのですけれども、混構造の扱いにつきましては、一番最後にもありますように、今後性能をある程度整理すればその性能に応じてどうなんだろうかということを検討していくことになると思いますので、それを含めてまた検討させていただければと思います。

【部会長】 〇〇委員。

【委員】 例えば5ページを見ますと、ひさし1.5メートルを確保するとF.O.から40分ということで、ひさしがない場合に比べて35分稼げたということはわかりました。確かに今回の実験ではそうですが、じゃあひさしは幾らにすればいいとか、どういう形でこの実験によるピンポイントの結果を一般化に結びつけていくかについて、もくろみでも結構ですが、教えていただけるとありがたいです。

【事務局】 今回の実験は、つくばの建築研究所の実験施設で、細かいいろんな仕様を変えて少しずついろんな実験はしてございます。それが実際の建物も大丈夫なのかというものは、少なくともひさしが1.5メートルのパターンでは確認できていますので、それを踏まえて、つくばの実験施設でいろんなパターンの中で試験をしていく中で、その辺の具体の仕様については詰めていきたいと考えてございます。

【委員】 つまり、実大実験は最終的な検証のために使うのだけれども、別途、もう少し小さな規模のいろいろな部材や要素の実験があって、その総合結果としてひさしの長さを決めていくということですか。

【事務局】 はい、そのように考えております。

【委員】 はい、わかりました。

【部会長】 ほかに何か。いいですか。じゃあこういう形で、今年の秋に、今度はひさしのない、天井を不燃ではなくて準不燃という形で、いろんなパラメーターが入っていま

すので、最初はひさしがあって不燃、今度はひさしを除去して天井を不燃化、この秋に行われるのはひさしがない、今度は天井を準不燃という形で。少しパラメーターが入って…

【委員】 すみません、このパラメーターを、火災の視点から言うと国交省ですけども、計画的な視点でいくと文科省だと思うんですね。例えば全国の小学校、中学校のひさしをどんどんなくしていった理由に、そこにおいて落ちるといふ落下事故が多発して、文科省の施設課のほうでやめようと動いたんですね。今回、これを見ると、腰窓まであってひさしがついているというのは、今までの経緯で言うと安全対策と逆行するんですね。ちょっと一度文科省と、せっかくなにかいい実験をやるので、それが広がるような形で少し調整はされたほうがいいんじゃないか。そういう検討はされていらっしゃるのですか。

【事務局】 文科省さんにはある程度整理がついた段階で、少しずつはやっておりますけれども、また具体的なご意見をお伺いしたいと考えております。

【部会長】 これは児童の安全性からの文教施設課だと、そのあたりは十分今回の天井の問題も含めて文教施設課との間の情報交換をお願いします。ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。じゃあどうもありがとうございました。

それでは次の議題、3の意見交換ということで、1番でヒアリングをした結果も踏まえてこの議題に入りたいと思います。資料5に、前回からご意見を寄せていただきました。まず、資料5の表紙の記載順で各委員から提出していただいたご意見をご紹介したいと思います。今回特にご意見をお出しにならなかった方については、各委員からの資料説明の後意見交換を行いますので、その場でぜひ闊達なご発言をお願いしたいと思います。会議の進行の都合上、お一人当たり3分ということで、大学の講演会みたいになってしまいますけれども、よろしくをお願いしたいと思います。

前回と同じようなご意見を再度提出された方については、そこは省略いただいて、今回新たにいただいたご意見についての発表をお願いしたいと思います。個別の質疑については、最後にまとめて意見交換ということで行わせていただきます。まずは資料に沿いまして〇〇委員からよろしくをお願いしたいと思います。

【委員】 前半のそれぞれの機関からの説明と結構重複しているので、書かせていただきましたけれども、2つあって、事前審査を十分にやるのが、いろんな形で問題が起きていることに対して齟齬をなくすだろうということが1つと、あとは、このやり方がスタートしたときから比べると随分今落ち着いてきているので、判定者側と設計者側の考え方

のずれを誰も調整していただけないみたいなことが相手戻りになっていたようですけれども、それぞれ判定機関内で勉強会をやったり、講習会をやって、かなりよくなってきていると思っております。

もう一つは、先ほどヒアリング先からも出ていましたけれども、特定行政庁の主事の方々の経験不足というのは、私は全国で仕事をやっていほんとうに直面します。かわいそうかな、案件が減っていますので、皆さんものすごく自信をなくしているということと、若い職員の方々が主事試験を受けたくないと言っている現状があつて、外部採用しないと特定行政庁として成り立たないと主事の方から話を聞いています。これはほんとうに大変な問題じゃないかと思つていまして、今、彼らも見えていない民間の審査を最後主事が責任をとらないといけないという法律になっているので、そこはかなり限界を感じているなど、その二、三点が気になるところです。

【部会長】 どうもありがとうございました。続きまして〇〇委員。

【委員】 〇〇でございます。私は戸建て住宅の話がメインになってくると思うんですが、3点ほど、構造計算適合性判定対象についてなんですが、要望は、1つはルート1の計算適用範囲となっている9メートルの見直しを進めていただきたいということと、2点目は、3階建て以下の小規模な建築物はルート2またはルート3計算であっても外していただきたいということ、次の「理由」に書いてあるんですが、9メートルの制約をやめて3階建てまでというルールにすると、むやみに天井の高い建物のような場合は不適切でしょうから、常識的な天井の範囲であればよいとする運用にしなければならないんじゃないかということと、やはり小規模なものに対しては、ルート2、ルート3の構造計算を用いる場合でも適判の対象から外せるものが多いんじゃないかという意見を述べさせていただいております。高度な工学的判断が必要な建築物のために適判が制度として定められたわけですから、一般的な設計や審査の範囲から外れる場合は判定を実施すればいいのではないかと考えるのが1つ目の話です。

2つ目の適合性審査の運用合理化の話なんですが、今ヒアリング対象の機関のお話も聞いたように、適判員が非常勤の場合、能力の問題、考え方の不十分さとか、そういう内容でいろいろ問題が挙げられて対策を立てられていましたが、我々としては、現場では不都合になっている事例を3つほど挙げております。現場での今のやり方の改善が必要なんじゃないかということを示しています。

この具体的な3例は、ピアチェックの相手が選べず、適判機関における判断のばらつき

がある状況は住宅購入者の建築計画や事業物件の計画を進める上でとてもリスクがあって、審査日数の平均値に埋もれてしまって語られることのない個々の事例なので、見ていただければと思います。

それから最後に、新技術の導入に向けた仕組みに関しては、このような要望が2つ挙げられ、いわゆる38条認定の復活など、汎用性が高く適用分野の幅広い認定の仕組みを検討し、新しい特殊構造や建築材料がタイムリーに市場に導入できる枠組みを創設していただきたいということなんですけれども、建築における新しい技術というのは、今までにない材料を使ったり、組み合わせや組み立てをしようということですから、材料と構造方法についてそれぞれが評価基準が必要になって、その評価基準に従ってそれぞれ認定を受ける必要があるんじゃないか。38条の認定はこれらを包括して認定できる仕組みでした。基準はその性質上汎用性が求められていますから、組み合わせを限定すれば容易にできる場合があるんじゃないか。

いろいろと言わせていただいたんですが、要は、誰もがいろいろな目的で使うことを想定した告示の改正までを視野に入れないと、現在の法律では新技術が導入できないという実態を説明したかったんですけれども、実際には業界をあげて行うような新技術の導入は、基準整備促進事業を使っての国の研究機関の助力を得ることができますが、例として挙げた、大昔の、いわゆる工業化住宅の新工法のように一民間企業が行おうとするものは見通しの不透明さがネックになり、プロジェクトの企画段階で事業化の障壁になってしまうということを述べさせていただいて、私の発表を終わらせていただきます。

【部会長】 どうもありがとうございました。続きまして〇〇委員でよろしゅうございましょうか。

【委員】 〇〇です。建築確認制度の手續にかかわる意見を5項目、そのほか仮使用の件、それから昇降機、遊戯施設の件、新技術の件等の意見を出しておりますが、時間も限られていますので3つだけ言います。

計画変更の確認申請のあり方についてなんですけれども、これはいろいろ軽微な変更の対象範囲の見直しによって大分改善されているとは思いますが、いまだに計画変更の確認申請が必要となる項目がたくさんございまして、建築主に早い時期に変更内容を確定してくださいと要求することが多々あります。特に、大臣認定を取得して着工した建築物の場合、変更が発生した場合は、その変更内容が軽微な変更であっても大臣認定を再取得する必要があるあって、大規模建築物の場合は複数回に大臣認定をとり直すケースが多く

て、これがかかなり大きな負担となっている現状がございます。この辺の検討をいただきたいということが1つ。

それから次に、旧法38条の大臣認定の話が出ていましたけれども、これは多くの超高層の建築物、昭和50年代から平成初期に建築された建築物が大規模なリニューアルを実施しなければいけない時期に来ています。これらの建築物に対して用途変更等の確認申請を伴う改修工事を行う場合だけではなく、確認申請が不要な改修を行う場合でも、原則大臣認定の再取得を求められることとなります。床面積が3,000平米を超える大規模なアトリウムの免責区間免除等、現行法で適用除外できない規定がある建築物の場合、改修工事を断念せざるを得ない場合もございますので、既存のストックを有効活用していく観点からこの問題を解決していく必要性を痛感しております。

最後に3つ目、仮使用承認についてでございますが、これは今指定確認機関で、要するに民間確認が多いわけですが、簡単に言うと仮使用の承認をそういった機関に広げていったらどうかと。確認件数の約8割を指定確認機関が担っているという現状を踏まえ、指定確認検査機関と所轄消防との適切な役割分担を含めた方策を検討していただいて、指定確認検査機関でも仮使用承認を行うことができるようにしていただけたらいいんじゃないかと考えております。以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。続きまして共同意見ということで、4名の委員の方から意見が出されております。これはどなたが。

【委員】 ○○でございます。私からご説明します。12ページ、13ページに、前回に引き続き4会共同意見として出させていただきました。内容的には1番から4番までは前回とほぼ同じような内容でございますが、ちょっと補足だけさせていただきますと、今日も議論になりました適判と確認検査の同一機関での審査を可能とする制度ということで3番でございます。その理由の3つ目の段落の最後のほうですね。「両者が適切に連携して整合のとれた判定を行う必要がある、同一機関内であればこれらの連携はより効率的に行える」というところを改めて主張したいと思っております。

4番、対象建物の見直しについては、前回の部会資料の3の16ページ、17ページで触れられておりますが、その中で若干用語が統一されていないところがあります。小規模建築物というものが16ページと17ページでは違う使い方をされておりますので、この辺を整理していただいて、今後より具体的な議論をしていただきたいということでございます。

5番、その他、今日新たに出ささせていただいたことで2つございます。これは適判云々ではなくて確認検査制度全般にかかわるもので、まず①ですが、確認済証等が失効した具体的な事例について示していただきたい。これも前回の部会で〇〇委員からご説明がありましたが、現行制度では民間確認検査機関が発行した確認済証や中間検査合格証、検査済証に対して、特定行政庁のチェックによりこれを失効できるというシステムになっております。極端な例としては、建物完成後に確認済証、検査済証が失効した事例もあるように聞いておりますので、一旦発行された公的な確認済証等が期限を定めずに失効が認められるようですと、確認検査制度そのものに対する信頼性が低下するのみならず、建築生産システムや建築経済まで混乱が生じるおそれがありますので、早急に制度のあり方を検討する必要があるのではないかという意見でありまして、失効に至った経緯など具体の事例について調査してご提示いただきたいという要望です。

②は、改修設計に建築士の関与を業務づけるようにしていただきたいということで、建築士法の第3条では新築、増築、改築、大規模の修繕もしくは模様替えだけを建築士に限る対象となっておりますが、昨今非常に改修設計は増えております。建築物の性能や使い方に大きな影響を及ぼす耐震補強や用途変更といった改修設計については全く野放しの状態ですので、これも実態を踏まえた規制が必要と思われまます。以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。続きまして〇〇委員から。

【委員】 簡単に申し上げます。私の意見は、細かいところは専門家じゃないのでわかりませんので、大きな観点からですが、構造計算偽装事件が発生して、効率よりも安全性とか、法令遵守をより重視するという観点から、中立公平な第三者機関によるピアチェックを行うということで適判制度が導入されたわけで、それを支える具体的な立法事実があり、それが相当だという価値判断があって導入された制度ですから、なるべくその趣旨を充実・発展させるべきであり、適用対象を縮小するとか、同じ機関が確認と適合性判定を両方行うことに改めるというのであれば、ほんとうにどうしてもそれが必要なのか、安全性とか法令遵守を上回るような必要性があるのかどうかを慎重に吟味・検討するべきであるということでございます。以上です。

【部会長】 どうもありがとうございました。次の意見表明は〇〇委員からですね。

【委員】 5項目ございます。1番目、「早いことはよいことだは妥当か」については、耐震偽装事件を痛切な教訓として本制度が創設された経緯を考えると、市場原理に従う自由競争にはなじまない側面がもともとあると思います。

2番目の、「同一機関で一气」につきましては、法律でこれを知事の業務と位置づけたことは、適合性判定には確認検査機関とは異なる立場としての独立性が求められているのだと思います。

3番目、「常勤中心、非常勤の多用、どちらがより健全か」ということに対しては、前回の委員会でも申しましたように、ピアレビューの神髄を考えれば、常勤判定員だけから構成される判定は必ずしも健全ではないだろうと考えます。

4番目は、「ピアチェックとピアレビュー」については、両方ともピアという言葉がついてはいますが、双方向の会話と理解が前提になるピアレビューと、一方向からの指摘にとどまるピアチェックにはやはり大きな差があって、目指すところはピアレビューであると思います。

最後の、「都道府県によって適合性判定機関を選べない」ことに対する議論については、1、2でも指摘しましたように、市場原理に従う自由競争にはなじまない側面がもともとあるのだということ、そしてその権限が知事に与えられたということですから、知事に代わって適合性判定を行う事業者の選定は、やはり現時点では知事の専権事項ではないでしょうかと思います。以上です。

【部会長】 どうもありがとうございました。続きまして〇〇委員。

【委員】 〇〇でございます。ほかの委員の方々のレベルの意見ということでは、今回意見はなかったんですけども、そもそも論になってしまいますが、仮使用承認制度について前回資料がありましたけれども、仮使用承認制度の新築時のコントロールの話なんです。実態としてはストックを活用しなければいけない部分が非常に増えてきている中で、例えば大規模改修工事における工事中の問題とかいうことと仮使用承認制度は非常にリンクしているところがあって、ストックをどうやって工事をして改修して使っていくかということとあわせて考えないと、単に仮使用承認制度をどうする、例えば指定機関でもできるようにするとか、そういう表面的なことだけではなくて、根本から少し考えないといけないのではないか。先ほどの〇〇委員のご意見とも関連するかと思いますけれども、今回はそういう、そもそも論を述べさせていただきました。以上です。

【部会長】 どうもありがとうございました。次は〇〇委員から。

【委員】 〇〇です。私は適合性判定に関する意見ですが、構造計算適合性判定は単純に第三者性をどこで持たせるかの問題に尽きると思います。その点に関して言いますと、今の制度では、確認審査機関とそこにセットである適合性判定機関との間でやることにな

っています。しかし、これをもう少し早めて、発注者側の責任の範囲で適合性判定をやり、そこに第三者性を持たせることほうが、むしろ長期的には効果的であり、本来あるべき姿ではないかと思えます。そういう意味で現在のような第三者性を行政機関の中、あるいは主事に最終的に責任をとらせるような体制はそろそろ変えていくべきではないかと考えています。

【部会長】 どうもありがとうございました。もう少し具体的な内容を、いいですか、後で。

【委員】 要するに、発注者が確認申請を出される時点では、既に構造1級建築士が構造計算並びに法適合性を確保し、さらに第三者機関で適判が済んだ状態になっている、そういうことです。その後であれば確認審査・行政側は構造計算適判の観点でなく、単に法的な適合性の部分だけに集中してやればよいということになる。そうなれば、今の体制でも何ら問題なく確認審査制度が運用できると考えています。

【部会長】 どうもありがとうございました。次のお2人、〇〇委員と〇〇委員はご欠席のようですので、皆さん方は目を通していただければいいんですけども、事前に資料をご検討いただいた事務局からよろしいですか、ちょっと概要をご紹介いただけますか。

【事務局】 では、〇〇委員と〇〇委員からいただいていますものに関しまして簡単に述べさせていただきます。まず19ページ、〇〇委員のほうでございます。

〇〇委員からは、建築関連5団体において、「建築・まちづくり宣言」を発表して、その中で「建築・まちづくり宣言の目指すところ」を取りまとめて公表しているということ。この中で、社会の成熟と技術の高度化に対応して、法に定めるものと専門家や事業者の団体に委ねるもの、専門家個人の責任と判断に委ねるものを整理するように努めると述べております。これに関連しまして、今後新技術の円滑な導入に向けた仕組みの検討について制度改善に向けて努めていくと宣言しており、この内容について紹介させていただきますという紙をいただいております。

続きまして24ページをお願いいたします。〇〇委員からでございます。まず1つ目の丸はワンストップサービスに関してでございますが、第三者による複層的な審査を行うべきであるという社会的要請は今日においてもあると考えられるので引き続き建築確認と構造計算適判は別機関で行うべきであると。審査期間が長くなっていることに関しましては、判定員の業務環境を改善することが必要ではないかということ。

2つ目の構造適判の対象について。小規模な建物につきまして、戸建ての木造あるいは

鉄骨造の3階建ての住宅につきましては、構造計算適判対象から除外してもよいのではないか。構造上のExp. J別棟の建築についてはむしろ適判を不要とすべきであるという指摘をいただいております。

仮使用承認制度に関しましては、規則的な判断が可能な審査基準が整備されれば指定確認検査機関による仮使用承認を認めてよいのではないかという考え方であるというご意見をいただいております。

最後に26ページになります。昇降機に関しまして、確認審査、制御板回路図等も審査対象にするのであれば、大臣認定の取得を前提とした審査方式を全面的に採用する必要があるのではないか。定期検査報告等に関しましては、定期検査をする資格者についてはその業務を的確に実施できる資格者に限定する必要があるのではないか。また、定期検査業務を行う会社については登録制とすることも検討する必要があるのではないかというご意見をいただいております。以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。少し慌ただしいことをお願いいたしましたけれども、第6回以降に各委員からご提出いただいたご意見のご紹介をいただきました。

それでは、残された時間はそうはないんですけれども、本日の1のヒアリングの結果も踏まえまして皆様方からご意見をいただきたいと思います。まずは、とりあえず全般について何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。では続いて、適判の性格というか、必要性について、まずそちらに絞ってご意見をいただきたいと思います。本日資料としてご意見をお出しにならなかった方からも、この場でご意見をいただくことでも結構でございます。何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。じゃあ○委員。

【委員】 質問ですが、適判の期間が長いという実態や不都合について、私にはどうも実感できないので、この点、もし差し支えなければ具体的に教えていただければ助かります。

【事務局】 当初は、確認申請を出してから実際におりるまで100日近くかかっていたということで非常に長くて、それ以前には多分長くても1カ月とか2カ月ぐらいでおりていたものが、倍以上かかってしまうことが不満だったんですが、今大体、事前相談なんかもやるものも含めて半分ぐらい、50日ぐらいになってきているものですから、そういう意味で言うと、絶対的な長さについて多く不満があるというのは、私どももあまり聞かなくなってきたなという実情があります。

ただ一方で、先ほどヒアリング等でも出ましたけれども、中には途中段階で指摘を受け

て、その修正にかなり時間を要しているものもあって、そういったものについてなんとかならないかというご要望がまだあるとは感じております。

【部会長】 よろしゅうございますか。時間的な問題で。

【委員】 例えば時間がかかるといっても、もし技術者としての能力不足が原因なら、時間を早めるのはかえって危険です。審査する側に問題があるのかどうかよくわかりませんが、いずれにしても審査は、一律に判断できるのかどうか、その辺はどういう認識なんでしょうか。

【事務局】 もともと適判を導入した理由は、非常に工学的な判断がどうしても入ってきていまして、全てを一律に決めるのが難しいということもございまして、専門家の審査を経てという趣旨でございまして、ある程度私どもも、いろんな不明確な部分については基準の運用の統一などもやってきてはいるんですが、個々の建物ごとに設計の考え方も違いますので、それに応じて構造設計のモデル化の考え方なんかも違いますので、その部分を一律に決めていくのは非常に難しい状況もございまして、そこは適判制度で、ある程度専門家がきちんと見ていくことが必要なのかなと感じています。

【委員】 わかりました。今聞いたお話を前提とすると、私は個人的には、日数的にそんなに大きな問題が今の制度上出ているという感じはあまりしません。これはあくまで個人的な見解です。

【部会長】 関連ご意見ということで。

【委員】 関連で。今事務局がおっしゃったように、専門的な、コンピューターを使ってかなり高度な解析をするような建物も多くなってきて、主事判断では難しくて、ピアチェックをしたり適合性判定が出てきたにもかかわらず、結局最後はまた主事のほうで見なさいとなっているもので、適合性判定で了解が出ているのに、主事のところに戻ってきてまたもう一回見て、レベルの違う質疑が上がってくるわけですね。それをどうするのかという事がありまして、言い方によっては構造設計、1級建築士を持っていて、適合性判定者がオーケーを出せば主事は構造まで見なくてもいいんじゃないかという疑問が今一番多いんじゃないかと思います。そのあたりはどうでしょうか。

【部会長】 今の〇〇委員は、2つの機関の分担を少し。

【委員】 そうです。

【部会長】 統一されていないこともあるし、分担が明確でないと。

【委員】 先ほど部会長からも質問があった分担の話があったと思うのですがけれども、

ヒアリング先がおっしゃったように、大規模になればなるほど民間への検査機関で見ただけが多くなってきていて、でも最後にやはり主事というところが問題となっている。さらに言えば大臣認定もそうですよね。今国交省の中で細かく、大臣認定がおりたものをまた見ていただいている、それはいい面もあると思うんですけども、誰が一番技術的判断能力があって、この方がチェックしていただいて、いいと言ったもので通るのか、今そのあたりがすごくフラストレーションがたまっている状況だと思うんです。

【部会長】 ありがとうございます。設計されている立場からの実態ということで。

【委員】 そうです。

【部会長】 ほかに今の点についていかがでしょうか。じゃあ〇〇委員、どうぞ。

【委員】 私も全然実態がわからないのでお尋ねするんですけども、〇〇委員がおっしゃった部分の重複判断というのはわかるんですが、ほかにも何か、資料を見ていると手戻りがあるとか、重複があるとか、いろんな記述が出てくるんですけども、それがどこでどのように重複しているのかが、私はいろいろ話を聞いてもわからなかったんですが、その辺はどなたか説明していただけないでしょうか。すみません、今ごろで。

【部会長】 技術的な内容での、全て建築設計が一本化されたルールでできるものではなくて、ある種の工学的判断、例えば基礎の回転をどうとるとか、反力をどうとるとかといった技術的な点で言いますと、単純な見間違いもあるし、どちらがいいかというのは周りの条件で異なることがある。そういう意味での設計者側の考え方と、それをチェックした側、見た側、これは確認機関であるか適判機関であるかの判断がずれることはありますね。

【委員】 そうしますとそれは、ほとんど連絡不足、認識の違いというわけではないんですか。

【部会長】 多分解決すべき方策は、さっきのヒアリングでも何人かの方から意見があったように、事前ヒアリングだとか、判定のときの面談という制度をどう活用しているかというのが、今解決策になっている。紙だけで、Eメールだとか電話だけで詳細が相手側にわかることなく、勘違いした答えが戻ってくる場合の手戻りが何回かあるというのが実態ではないかと思います。

【委員】 今日のヒアリングを聞いた限りでは、事前相談とか事前の少し早い段階での相互の意見交換でほとんど解決するのではないかと思ってしまったんですが、素人の考え方でしょうか。すみません。

【部会長】 私の印象から言えば、かなりの部分が解決する可能性があると思います。ただ、ヒアリングでもあったように時間的な問題と、どちらが何を分担するかという問題と、常勤・非常勤の問題である程度担当者が決まるか決まらないかといったことで、どういう条件で適合性判定機関が構成されているかが結果的に影響している。それはあると思います。

【委員】 常勤・非常勤の問題というのは、講習とか研修とか、能力のレベルアップの話ではなくて、それ以外の問題もあるということなんですか。

【部会長】 私ばかりですけれども、私もそういう立場に立ったことがあるので、時間的にちゃんとした専門職を持っていると、そう言われても時間がとれないなということは多々あることだと思います。

【委員】 なるほど。

【部会長】 ○○委員。

【委員】 今のことですけれども、非常勤のところ頑張っておられるのはいいんですけども、幾つかのプロジェクト、あるいは1つのプロジェクトで幾つかの建物が建つときに、それぞれ非常勤の方が個別にされて評価が違う。これはしかし、同じ適判の組織が、幾つかのプロジェクトをそれぞれ別の方が担当される現象と全く同じなわけですね。そうするとそこに何が起きているかという、ばらばらに判定していて、どれぐらいにおさまるかということは誰もわからないということに、ひょっとしたらなっていないか。そういう意味で言うと、最低基準が守られていればもちろんいいという部分はあるわけですけれども、その辺の適判の制度をより固めていくという、これはさっき言いましたけれども、第三者性を持たせた上で、それを例えばJSCAとか構造技術者の専門家団体が認知するといった仕組みにしていくことが必要となってくると思います。そして、それらの専門家、専門家団体がコントロールならびにそのレベルをどうするかを考える。今まではほぼすべてを行政が責任を持って法制度化をやってきたわけですが、そろそろ行政側の問題ではなくて、むしろ社会制度の問題として考えるべきじゃないかと思うんですね。今日は、適判機関の非常勤のことをお聞きして逆に危機感を感じてしまったという印象です。

【部会長】 ありがとうございます。○○委員。

【○○委員】 日数に関して多い少ないという話もあるわけですけれども、ほんとうに安全な建物でそれだけ必要な日数をかけて審査することは必要ですし、今の日数が平均からすると長いということではなくて、例外的な話で、例えば戸建ての住宅でいくとそこま

で審査、検査しなければならない物件であるかという基準ですね。それと、我々も私の資料の3ページにちょっと事例を出させていただいたんですが、適判機関が非常勤であった場合、なかなか連絡がとれないとか、担当者が変更になったために3カ月を要したとか、5カ月を要したとか、考え方の違い、こういうものはどうも不合理なんですね。ですから、ほんとうに適正な日数であれば、それで安全を第一に考えますからそれでいいんですけども、そういったものをもう1回見直す必要があるのではないかということで、いろんな分野で話をさせていただいているんです。いろんな範囲からですね。

【部会長】 ありがとうございます。じゃあ〇〇委員。

【委員】 〇〇です。いわゆる複数の目で見ることになると、当然その分時間がかかるということだと思うんですけども、今いろんな意見が出ているけれども、適判のこともそうだし、さっき〇〇委員からも出た大臣認定の話。それからさっき私が言った仮使用の話。いずれも、例えば仮使用の場合で言うと、今は新築のビルで、テナントが埋まらないからこの部分を仮使用にしますというだけではなくて、病院とか、学校とか、工場とかいう、さっき〇〇委員からストックの話が出ましたけれども、そういうものをローリングしていくときにいろいろ仮使用状態が発生するわけですね。そうするとそれをおろしたいいわゆる民間の確認機関に対して、特定行政庁がいろいろ質問をしないとおりないわけですよ。その質問するということが必要なかどうかとか、さっきの大臣認定とか、適判もおなじだけれども、1回評定機関とか、いろんな先生たちが見て、これ大丈夫じゃないとおろしたのをもう1回大臣認定に回して、また別の人が質問してくるとか、どこまで複数の目で見てもダブらないようにするかということがすごく大事なことなんじゃないかなと思っています。以上です。

【部会長】 どうもありがとうございます。ある程度、適判だとか、基準がばらばらではないかという実態ですね。

【委員】 そう、基準というか……。うん。

【部会長】 ただ、そういう実態論も、私もあるんですけども、非常に複雑な設計行為をしたのと、ヒアリングにもあったように、本来、出てきた設計図書の適否を判断するのがある意味でサジェスションを与えたり、少し越権行為があるのも事実だと思います。ほかに何か、よろしゅうございますか。

ちょっと私、〇〇委員から最後に、適判機関が選べない、それはもともと都道府県知事に与えられた専権事項だから守るべきではないかというニュアンスの、最後の項目ですけ

れども、都道府県知事がその任にたえられずという場合は、そこまでご指摘をされるんですか。

【委員】 具体的にはどういうことでしょうか。

【部会長】 具体的に言えば、都道府県知事は自分でできるわけではないですね。適切な機関にそれを委任すると。

【委員】 それを1機関に委任するか複数に委任するかですね。今のルールでいくと、第三者的な意味で知事に権限が与えられたのだから、知事がそれを遂行するに足ると思う機関に判定を託するわけでしょう。それをするのに、1機関のほうがいいと思っている知事がいるということではないのでしょうか。それはよくないと、あなたは間違っていると、我々に言えというのでしょうか。現時点でそれは言えないでしょう。また、それを言うためには、1機関に限定していることに利がないということを知事に説得しなければいけないわけですね。それはどうなのでしょう、私の意見書の最初のところに関連しますが、早いことがよいことだ、では必ずしもなさそうな判定事業を考えると、複数の方がいいと完全に言い切れそうですでしょうか。

【部会長】 私は、答えるとするれば、〇〇委員の資料の中に、いわゆる安全は競争市場にはなじまないというのがまずは根幹にあるような気がいたします。それは私も認めることは認めるんですけれども、現状制度で、設計者は確認機関は選べるんですよ。ただ適判機関は選べない。そこは必ずしも違う必要はないんじゃないかと。適判機関も設計者が選べればいい。ある機関は事前制度を設けてやるし、ある機関は事前制度はやりませんということで、じゃあ申請者側としては事前制度のないところを選ぼうとか、あるところを選ぼうとか、面談をやってくれるようなところを選ぼうとかというのは、市場原理の安さが安全性を損なうとは思わないと。その点でちょっと申し上げたんです。

【委員】 なるほど。ただ、その一方で、この適判制度ができたときに、既に確認申請のほうはいわゆる自由化が果たされていたわけです。それを知りつつ知事に権限を渡したわけでしょう。また判定業務が広く開放され、従って複数の機関でなければいけないとも言わなかったわけですよ。適判は第三者的にやるべきだというもとの大きな思想があって、それを実現する段になって、都道府県知事にその権限を託したわけですから、今急に、あなたは間違っていると言えるのでしょうかというのが、現時点での私のコメントです。

【部会長】 じゃあ、〇〇委員。

【委員】 共同意見を出させていただいた〇〇でございます。今の議論なんですけれども、前回たしか部会長から、設計者が適判機関を選べるという選択肢があるんじゃないかというご意見をちょうだいして、我々仲間で議論したんですけれども、それは大変名案で、それがもし実現すれば、今我々が言っているようなことの矛盾とかについては結構改善されるんじゃないかという、支持する意見が非常に多かったので、それを申し上げたかったんですが、それは〇〇委員がおっしゃるように、安全とか経済原理とはちょっと違うご提案のような気がするんですね。以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございます。〇〇委員。

【委員】 〇〇委員のお言葉を足すと、そうやって全権委任を知事にした結果として今上がっている問題が生じていて、ピアレビューが一番重要なのは、同じレベルの人同士がチェックし合うということだと思うんですよ。同じレベルの工学的知見を持った人たち。それが乱れていることで今こういう問題が結構起きていることなので、今おっしゃったように、あるレベルを持った人たちがいるところでピアレビューができる状態に修正していくことは、前もってそう決めたことに対して全くくつがえす話ではないので、今議論している結果として、そういう自由に選べるというように変更をかけていくことは、国民に対してより安全なピアレビューをするということでも筋は通ると思うんですけれども、どうでしょうか。

【委員】 わかりました。知事に代わる事業者の選定は、現時点では知事の専権事項でしょうと書いたわけで、判定機関は1つがいいと書いたわけではありません。聞くところによると、多くの都道府県が実質1機関に限っておられるわけですね。それほど多くでもないのですが、決して超少数派ではありませんということは、多くの知事は1機関で満足しているわけですね。1機関に限ることの問題がわかっておられないのかもわからない。だとすれば、なぜそれに利がないかということ、こちらとしては、一生懸命事実をもって訴えるしかないわけです。一方で知事のまわりにはいろいろな方がおられますし、世の中の動向を全くご存じでないとは思いませんから、1機関にしたい理由もどこかにあるのではないのでしょうか。とすればその理由をあぶり出さない限り、水かけ論になると私は思います。ですから、この意見書で私が書いたのは、専権事項になっているのだから現時点では専権事項でしょうと。1機関限定に利がないというのであれば、利がない理由をたっぷり提示する必要があるし、それでも1つにしておきたいという強い意志があるのなら、その理由が何であるかをしっかり調べる必要があるのではないのでしょうか、ということ

す。

【部会長】 今日では意見表明ということで、今のは議事録に残していただくという形で。時間も押し迫っているんですけども、仮使用承認についてはまだ各委員のご提案がまとまっていない状況ですので、非常に限られた時間ですが、このワンストップ化について、特段補完したいという委員はいらっしゃいますでしょうか。今日はヒアリングでもそれが出ていたし、各委員からの意見交換の場でも再度出された印象でございますけれども。よろしゅうございますか。特にないですか。あとは、残された数分で木造住宅の次のステップについて何か、先ほど資料4のときに少しご意見をいただきましたけれどもこれについて何かコメントすることはありますか。よろしいですか。

【委員】 私はもうちょっと混構造に対してしっかり国としてやるべきではないかと思っているんですけども、構造の方たちも基準があいまいだし、防火性能に関してのものすごく古い法律を運用していて、一番お手上げ状態なのが混構造及び防火壁の考え方だと思うんですけども、混構造は特に、いろいろ構造の先生方とやっても、判断もそうだし、非常にあいまいなように思うんです、先ほど今後いろいろ広げていくというお話もあったので、一般建築物についてもどうなんでしょうか。

【事務局】 防火に関しては今回はある程度知見がたまってきますので、それを混構造に対してどこまで応用できるかということについては、性能が明らかになればある程度の整理があり得るのかなと考えます。今のは、どちらかというとならば構造、耐力のほうですか。

【委員】 2つとも。

【事務局】 両方ですか。

【委員】 同時に言ったのですみません。2つあって、火災上の話のRCとの混構造の場合と、構造設計のほうの混構造も、鉄と木とがRCが出てきたらもう不明みたいになっていますよね。そのあたりも現実的には必要なんじゃないかと思えます。

【事務局】 構造のほうについては、すみません、まだ頭の整理ができていなかったものですから、まず問題提起として捉えさせていただきます。

【委員】 はい。

【部会長】 ありがとうございます。混構造に関しては、教育組織としてもなかなかタイトなのが私の経験則で。まだご意見はあると思いますけれども、予定された時間も迫っておりますので、意見交換の次、最後に今後の予定について、これは事務局からご紹介いただけますでしょうか。

【事務局】 それでは資料6でご説明させていただきます。日程調整をさせていただきました結果、9月に実施したかったんですが、9月の皆様の予定が合わなくて、次回は10月2日、ちょっと時間が遅いんですが、5時から2時間にさせていただきたいと思います。それから9回目は10月末、28日ということで、この2回ぐらいで原案の議論をしていただいたらどうかなと思います。この2回ぐらいを通じて今後の方向を少し取りまとめていただきまして、その後報告案といったものを取りまとめていく作業をしていただければどうかと考えております。今後のスケジュールについては以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。今後のスケジュールは資料6のとおりでございます。10月に2回ということで、最後の行でございますが、できればというのか、カレンダーイヤーで年内に第2次報告の取りまとめに入らせていただきたいと思います。10月2日に向けて各委員の方々に、再度最終的なご意見を出すかどうかは、事務局と私の間で相談させていただいて、事務的にメールで連絡させていただきたいと思っています。その折は、多分だんだん意見提出をしていただく機会も減ってまいりますので、まとめた意見提出をお願いしたいと思います。予定の時間でございますので、本日の建築基準制度部会の審議を終了させていただきます。本日は暑い中、またお忙しい中ご出席いただきどうもありがとうございました。次回は10月2日ということで、ご予約のほうをよろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —